

Q

来年10月よりインボイス制度が導入されます。免税事業者も登録を申請した方がよいのでしょうか。また登録事業者となる場合どのような対策が必要でしょうか。

A

インボイス制度は正式名称を適格請求書等保存方式といい、新しい消費税の仕入税額控除制度です。この適格請求書をインボイスといいます。インボイスには売り手が

買い手(課税事業者)に、適用税率や消費税額等を正しく伝えるため、現行の請求書等に「登録番号」「適用税率」「税率毎に区分した消費税額」等

仕入税額控除方式で算出されます。インボイス制度が導入されると、買い手(課税事業者)は、売り手(仕入先)が発効するインボイスがなければ仕入税額控除が受けられなくなるため(経過措置あり)、売り手(仕入先)にインボイスの発行を求めます。インボイ

スを発行するためには、インボイス登録事業者になる必要がありますが、免税事業者はあります。インボイス登録事業者になれないと、今後、買い手(取引先)が課税事業者の回避や値引き要請を迫り、納める消費税額は、課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を差し引く

ため、今後、買取へ通達を行ないません。令和5年10月1日以降は、額が引き上げられており、また、IT導入補助金(デジタル化基盤導入枠)では、インボイスの発行や保存、消費税の申告等、新たな業務が発生します。そのため、業務負荷がどのよだな影響を及ぼすか早期に確認してください。インボイス制度によってデメリットを良く考えて、令い。インボイス制度によって

届出書の提出が必要です。それからインボイス発行事業者にて転換する場合の環境変化への対応を支援するために上限

インボイス制度の対策について

和5年3月31日の登録期日までに登録申請を行い、課税事業者となるか否かの経営判断が必要です。詳しくは国税庁Tシステムの導入(改善)が有効です。

(中小企業診断士・吉田博英)

これを機に、IT化や電子化などの業務改善を推進していかがでしょうか。中小企業診断士は「これらの支援の専門家です。ささいなことでもお気軽にご相談ください。

次に登録事業者となる場合に必要な対策ですが、簡易課



規模事業者持続化補助金(インボイス枠)では、免税事業

の発行を求めるため、(経過措置あり)、売り手(仕入先)にインボイスの発行を求める場合、インボイス制度を利用する場合は別途

連絡先・一般社団法人埼玉県中小企業診断協会(☎048-762-33350)